

令和7年度公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会事業計画

1 運営の基本方針と事業

(1) 基本方針

公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会（以下、「本会」と言う。）は、本会定款（以下、「定款」と言う。）第3条の規定に基づき、少年非行防止活動、健全育成活動を行う者（以下、「少年補導員等」と言う。）の支援を行うとともに、これらの者により組織される団体との連携を図り、もって、「非行（被害）少年を生まない社会づくり」を目指した運営を行う。

(2) 事業

本会は、定款第4条の規定に基づき、以下の事業を行う。

- ア 少年補導員等により組織された団体との連携に関する事業
- イ 少年補導員等に対する研修
- ウ 少年補導員等に対する表彰
- エ 少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発
- オ 少年の社会参加活動及びスポーツ活動の促進
- カ 少年の非行防止及び健全育成に関する書籍等の出版
- キ 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究
- ク その他本会の目的を達成するために必要な事業

(3) 令和7年度の重点推進事項

「非行（被害）少年を生まない社会づくり」を目的とした各警察署少年補導員連絡会等が行う下記活動を重点として支援を行う。

- ア 街頭補導活動及び見守り活動
- イ 少年の非行防止及び健全育成に係る活動
- ウ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動
- エ 少年を取り巻く有害環境浄化活動
- オ 研修会等、個々の知識、能力を向上させるための活動
- カ 少年警察学生サポーターの育成とこれを活用した活動

2 令和7年度の実業

(1) 少年補導員等により組織された団体との連携に関する事業

ア 警察署少年補導員連絡会等支援事業

本会の目的を達成するために、警察署少年補導員連絡会（以下、「少年補導員連絡会」と言う。）等が行う少年の非行防止及び健全育成に係る活動、研修、スポーツ大会等の費用等の助成を行う。

イ 街頭補導支援事業

少年補導員が行う街頭活動時において、顕示効果を高めての効果的活動及び個々の安全確保を目的として、ユニフォーム等の貸与、支給、劣化による交換等の支援を行う。

(ア) ユニフォーム作成及び少年補導員手帳作成のための各積立預金を行う。

ウ 「すこやかかるた会の推進」支援事業

児童が、かるた遊びを通じた社会のルール、規範意識の醸成を目的として、「すこやかかるた」を使用したカルタ会開催を推進し、同活動に対して参加児童分の「啓発文言入り文具セット」の支援を行う。

(2) 少年補導員等に対する研修事業

ア 少年補導員に対するボランティアリーダー研修会

地域ボランティアの牽引役としての役割を担うため、少年補導員の意識改革及びスキルアップを目的とした研修を各地区各1回開催する。

同研修は、県内少年補導員全員に受講していただくため、4年計画を組んで開催しており、令和7年度は同計画の3年目に当たる。

❖ 研修日程、場所

地 区	日 時	場 所
福 岡	10月8日（水）午後1:30～	博多サンヒルズホテル
北九州	10月11日（土）午前10:30～	パークサイドビル
筑 豊	10月15日（水）午後1:30～	飯塚研究開発センター
筑 後	10月18日（土）午前10:30～	ニュープラザ久留米

* 講演者～前年同様、スクールカウンセラー（元少年サポートセンター少年育成指導官）堀井智帆氏を予定。

イ 少年指導委員研修会

少年指導委員に対する法定研修を年 5 回（新規委嘱者研修及び各地区研修）開催し、知識の向上とスキルアップを図る。

❖ 研修日程、場所

地 区	日 時	場 所
初任者講習	4 月 25 日 午後 2:00～	J R 博多シティ会議室
各地区講習	未定	未定

ウ 少年警察学生サポーター研修会

少年警察学生サポーター（以下、学生サポーターと言う。）が、児童・少年に対するボランティア活動に参加する際に不安等を払拭するための必要な知識、留意事項等の教養を行う。

❖ 研修日程、場所

令和 7 年 5 月 1 8 日（日）午後 1 時～ アクロス福岡大会議室

* 内容 令和 6 年度活動優秀者表彰

講演～講演者未定

エ 九州少年警察ボランティア連絡協議会研修

❖ 研修日程、場所

開催年月日、場所（宮崎県）未定

各県の少年補導員会長が出席

オ 少年補導員の研鑽に係る「少年問題シンポジウム」への参加

全国少年警察ボランティア協会が開催する「少年問題シンポジウム」に参加し、各地域で活動する少年補導員の知識の研鑽を図る。

❖ 当県少年補導員 2 名ほどを指定して参加予定

(3) 少年補導員等に対する表彰事業

本会の運営に尽力し、組織の発展に功労があったと認められ、かつ、下記内容を満たしている少年補導員に対して感謝状を贈与する。

- ・ 少年補導員として 10 年以上活動し、かつ満 75 歳以上で退任される方
- ・ 少年補導員として 10 年以上活動し、在任期間中死亡、またはやむを

得ない理由により途中辞職せざるを得ない方

(4) 少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発事業

ア 非行防止、健全育成に関する広報啓発

(ア) 健全育成標語入り啓発文具の作成、配布

少年の非行防止及び健全育成に対する県民の意識高揚及び少年自身の規範意識向上を目的として、少年補導員連絡会が行う各種活動で配布してもらい、県民に対する広報啓発を行う。

(イ) 「福岡市薬剤師会」等他機関が行う活動への協力

「福岡市薬剤師会」が行う「ノードラッグキャンペーン」等他機関が行う少年の非行防止、健全育成に対する広報啓発活動の協力を行う。

イ 「第7回少年健全育成ボランティア大会」又は「令和7年度表彰式」を開催 (福岡県警察本部少年課との共催事業)

❖ 日程、場所 ～ 未定

❖ 少年補導員表彰

❖ 善行少年表彰（令和6年度に善行行為を行った少年に対して事前に学校等において表彰状授与）

ウ 情報発信活動の推進

(ア) 「みちびき」（全国少年警察ボランティア協会発行）の購入、配布

各少年補導員連絡会が行う少年の非行防止及び健全育成活動の参考にしていただくため、年4回（4月、7月、10月、1月）購入し、各少年補導員連絡会の役員に配布する。（各回535部購入、配布）

(イ) 県内教育委員会等に対する機関誌の配布

少年補導員連絡会と小中学校の連携を強化し、県民の安心、安全に資するため、県内少年の非行情勢や少年補導員や学生サポーターの活動等を掲載した本会機関誌「少年警察ボランティアだより」を年3回（5月、9月、1月）県内教育委員会及び小、中学校、特別支援学校並びに福岡県情報公開室へ無償配布する。

(ウ) ホームページの運営

少年の非行情勢や少年補導員等の活動を掲載して広く県民に広報し、

少年の健全育成意識の醸成を図るため、本会ホームページを運営し、随時更新する。

エ 「健全育成ハンドブック」の配布

小・中学校生の規範意識を育むために作成された「健全育成ハンドブック小・中各学生用（全国少年警察ボランティア協会発行）」を非行防止教室等行う少年サポートセンターや県内小・中学校（部数に限りがあるため、無差別に選別）に配布して少年の健全育成を図る。

(5) 少年の社会参加活動及びスポーツ活動の促進事業

ア 少年柔剣道研修（福岡県警察本部少年課と共催）

県内小学生を対象に開催予定。

日程、場所 ～ 未定

イ 「非行少年を生まない社会づくりネットワーク会議」における立ち直り支援活動及び広報啓発活動の推進

「非行少年を生まない社会づくりネットワーク会議」は、非行少年等の立ち直りに向けた活動や社会全体として少年を見守る活動を推進していくため、福岡県警察本部少年課を中心として福岡県青少年育成課や福岡県商工会議所連合会、福岡県PTA連合会、福岡県保護観察所等30の機関団体がメンバーとなっている組織であり、本会も同会議メンバーとして目的に沿った活動を推進する。

(ア) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年に対する農業体験や料理教室等各種体験活動を通じての居場所づくり、清掃や落書き消し等の社会奉仕、また、学生サポーターを活用しての学習支援などの立ち直り支援活動や健全育成活動を支援する。

(イ) 少年を見守る社会気運の醸成

少年補導員が行う通学路やその周辺での見守り活動において、児童生徒に対する挨拶、声かけに取り組み、犯罪被害等の防止と規範意識の醸成に務めると共に、各種活動において非行防止、健全育成を目的とした広報啓発用チラシ等を配布し、少年を見守る社会気運の醸成に務める。

ウ 学生サポーターの育成

ボランティアの裾野を広げると共に少年補導員等の活動を活性化するため学生サポーターを募集し、立ち直り支援活動や健全育成活動への参加を促進する。

(ア) 募集活動

- a 4月から5月の間、県内大学に赴き、説明会を開催して学生サポーターを募集する。
- b 募集用データを作成し、各大学に配信要請を行う。

(イ) 学生サポーターに対する表彰

学生サポーターの士気高揚を図るため、学生サポーター研修会において、前年度、各種活動に積極的に参加するなど活動実績優秀者に対して表彰を行う。

(ウ) 施設見学研修

少年に対する理解と見識を深め、活動に活かしてもらうために少年関連施設等に対する見学研修を行う。

実施時期 令和7年8～10月ころ（予定）

(エ) 学生サポーター活動のホームページ掲載

学生サポーター活動を広く県民に紹介して、少年問題に対する理解と意識を高める他、学生サポーターの士気高揚を図るためにホームページを利用して活動状況を掲載する。

(6) 少年の非行防止及び健全育成に関する書籍等の出版事業

少年補導員連絡会及び学生サポーターの活動や県内少年非行情勢等を掲載した機関誌「少年警察ボランティアだより」を年3回作成発行し、少年補導員、関係機関団体、賛助会員、自動販売機設置協力者に配布する。

(7) 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究事業

福岡県青少年育成課から委託された有害図書類等自動販売機追跡調査業務を各少年補導員連絡会が実施し、これを毎月とりまとめて福岡県青少年育成課に報告する業務を行う。

令和7年度も福岡県との間で同調査業務の委託契約が結ばれると思料さ

れるもので、この場合、同調査に係る委託費については、4半期ごとの「6月、9月、12月、3月の各翌月」に各少年補導員連絡会に配分（登録された少年補導員連絡会口座への振り込み）する。

(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

ア 賛助会員の拡充、挨拶訪問

本会の各事業に関する広報を行い協力者獲得に努めると共に、賛助会員への加入呼びかけを行い、物心両面からの支援を求めて賛助会員の拡充を図る。

また、支援継続を図るために4ヵ年計画（令和7年度は2巡目の3年目に該当）で既加入賛助会員約70社の企業、団体へ挨拶訪問を行う。

イ 財政基盤強化のための収益事業の推進

本会が行っている支援型自動販売機設置による収益事業については、令和7年2月末で32台（福岡市立小7校撤去）となっており、今後も設置協力者を募ることとしている。

また、既自動販売機設置協力者に対しては継続設置を図るため、約半数の設置協力者に対する挨拶訪問を2ヵ年計画で行う。